

2020年1月14日

各位

会社名 川上塗料株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 泰通
(コード：4616、東証第二部)
問合せ先 取締役経理部長 松下 田佳子
(TEL 06-6421-6325)

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、2020年1月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する報酬として業績連動報酬を導入することを決議し、その実施に当たり必要な議案を2020年2月21日開催予定の当社第105回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度廃止の理由・時期・打切り支給

役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。本制度の廃止に伴い、在任中の取締役7名および監査役3名に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、本株主総会に付議いたします。支給時期につきましては、各取締役および監査役の退任時といたします。

なお、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備えて、一定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 役員報酬制度の見直し

役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く）の報酬等につきましては、従来の固定報酬に業績連動報酬を加えた報酬体系といたします。

業績連動報酬は、取締役の報酬等を業績に連動させることで業績向上に対する意識を高め、もって企業価値の向上に資するため、事業年度ごとの連結経常利益等の業績目標に対する達成度に応じた金額を算定し支給するもので、本株主総会終結の時の在任取締役から導入いたします。

なお、社外取締役および監査役の報酬等につきましては、固定報酬のみといたします。

3. 取締役および監査役の報酬限度額の改定

取締役の報酬限度額につきましては、1991年2月27日開催の第76回定時株主総会において年額6,500万円以内、監査役の報酬限度額につきましては、1994年2月25日開催の第79回定時株主総会において月額250万円以内としてそれぞれご承認いただき現在に至っておりますが、役員報酬制度の見直しや経済情勢の変化など諸般の事情を勘案し、取締役の報酬限度額を年額25,000万円以内に、また、監査役の報酬限度額を年額8,500万円以内に改定する旨の議案を本株主総会に付議いたします。

以上